

植民地の中立権からみたブリティッシュ帝国

松 田 幹 夫

- 1 植民地における中立権の存否
- 2 イギリス植民地における中立権の萌芽的動向

1 植民地における中立権の存否

1 ドミニオンは、かつて、植民地であった。ラウターパクトによれば、つぎのとおりである。すなわち、第一次世界大戦前、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランドおよび南アフリカといったドミニオンの位置は、国際法上、なんらの困難をも提示しなかった。それらは、なんらの国際的位置をももたなかった。なぜなら、それらは、国際法の見地からは、母国の単なる植民地的部分に過ぎなかつたからである。たとえば、カナダおよびオーストラリアのように、それらのうちのあるものが、それら自身の旗として、母国の旗に手を加えた旗をひるがえすこと、または、それらが、それら自身の貨幣、郵便切手などをもつことは、重要でなかつた。また、それらが、万国郵便連合のような行政連合の当事者として、母国と並んで加盟承認されるとき（その位置は、やや異例であったにしても）、国際法主体とはならなかつた。それらが、それほど重要でない条約を外国と結ぶ権利を母国によって与えられたときでさえ、それらは、なお、それにより、国際法主体とはならなかつた¹⁾。

そこで、ラウターパクトに準拠して、第1次大戦前とそれ以後とに分けて問題を考察することとし、第1次大戦前、ドミニオンが純粹に植民地であった時期の中立権を手がかりとして、ブリティッシュ帝国の機能に接近したあと、それ以後、ドミニオンが植民地的な地位から脱却し始めた時期の中立権を手がか

1) Lauterpacht, H., Oppenheim's International Law, Vol. 1, 1962, p. 198.

独協法学

りとして、ブリティッシュ・コモンウェルスの機能を明らかにしたい²⁾。ドミニオンの地位が歴史的に発達して来たことにかんがみると、ドミニオンが植民地であった時期の中立権を無視することは、許されないであろう。

ただし、第1次大戦前のドミニオンが純粹に植民地であって、それ以後のドミニオンはそうでなかったとするのが、真実に合致するとしても、厳密には、これに対応して、「ブリティッシュ帝国」が「ブリティッシュ・コモンウェルス」にとって代られたわけではないことに注意する必要がある。ここで、改めて、両者の関係に目を注ぐと、両者の使いわけについて、公式的な固苦しい規則は、存在していない。たとえば、1945年5月2日、イギリス下院でアトリー首相は、こう発言した。「コモンウェルスとかブリティッシュ・コモンウェルスとかブリティッシュ帝国一私は、この三つの言葉を慎重に使用するが一のすべての憲法的発展は、国王陛下の政府のあいだの協議の主題であった。」しかし、「これらの言葉のいずれの使用を採択するか、排除するかについて合意はなかったし、連合王国における国王陛下の政府のほうでも、そうする決定はなかった³⁾。アトリーの発言からもうかがわれるとおり、第1次大戦直後はもとより、現在においてすら、「ブリティッシュ帝国」は完全に死滅したとは断定できないのであり、連合王国およびその従属国 (dependent countries) を指して使用される場合もあるのである⁴⁾。

とはいって、第1次大戦後から「ブリティッシュ帝国」に代って、慣用的に「ブリティッシュ・コモンウェルス」が勢力を増してきたのは、疑いないところであって⁵⁾、しかりとするなら、第1次大戦前、植民地的段階に停滞していたド

2) もっとも、本稿で扱われるのは、「第1次大戦前」の問題である。それ以後の問題の検討は、次回に譲る。

3) Wheare, K. C., *The Constitutional Structure of the Commonwealth*, 1960, p. 1.

4) Fawcett, J. E. S., *The British Commonwealth in International Law*, 1963, p. 1.

5) 田岡良一『国際法講義上巻』昭和30年・172ページ・注5。間崎万里「英國名の変貌」『法学研究(慶應大学)』第24卷9・10合併号・昭和26年・43-44ページ。

植民地の中立権からみたブリティッシュ帝国

ミニオンの中立権を通じて、「ブリティッシュ帝国」の機能に立ち入り、それ以後、植民地的段階から浮上したドミニオンの中立権を通じて、「ブリティッシュ・コモンウェルス」の機能に立ち入るとするのは、ともかく、妥当な措置といえよう。そして、ドミニオンの地位の発展に伴なって、「ブリティッシュ帝国」と「ブリティッシュ・コモンウェルス」とのあいだ、また、同じ「ブリティッシュ・コモンウェルス」にせよ、第1次大戦終了直後の時期と第2次大戦開戦の時期とのあいだには、機能になんらかの変化が生じたのではないかと推定される。本研究の究極的目的も、まさしく、かかる変化を跡づけ、かつ、それを明確にすることにある。

2 それでは、ドミニオンが植民地であった時期の中立権を検討する前に、一般に植民地とはどういう存在であるかということを確認しておかなければならない。植民地は、国際法の分野において論じられるより、むしろ、その発生・沿革などの見地から、経済学上、植民政策の方面において、多く論じられるようである。中立権が主権の徵証であること⁶⁾を意識しつつ、植民地を定義すれば、植民地とは、国家が本来の国土以外に新たに領有せる土地であって、本来の国土とともに、その国家の領土を形成し、みずから独立の主権を有さず、母国の主権に服するものということになる⁷⁾。わけても、植民地には、母国の主権の及ぶことが、必要条件とされる⁸⁾。このように、植民地が一国家の版図の一部をなし、みずからの主権をもたず、国際法において、なんらの主体性をも示さない以上、国際法が植民地を軽視したとしても、それは、やむを得なかつたであろう⁹⁾。

-
- 6) 「中立権」の意味については、拙稿「ドミニオン中立権論・序説」『独協法学』第1号・昭和43年・65ページ以下を参照。
 - 7) 山本美越乃「植民地ノ分類ニ就キテ」『経済論叢』第4巻3号・大正6年・14, 15-16ページ, 17ページ・注。大沢章「国家領域とその変遷」『国際法講座第1巻』昭和33年・212ページ。金田近二「植民地」田岡良一編『国際法国際政治事典』昭和35年・160ページ。
 - 8) 山本美越乃「『ころに一』ノ意義ニ就キテ」『経済論叢』第3巻5号・大正5年・59ページ。
 - 9) 「植民地と云へば主権國の領土の意義を有するを以て国内法の範囲に属すべく国際法上論するの余地なきか如」し(泉哲「国際法上植民地と其の地位」『国際法外交雑誌』第16巻2号・大正6年・115ページ)。

独協法學

ラウターパクトは、ドミニオンは、第1次大戦前、植民地であったと明言した。また、F・R・スコットも、同じように、「第1次世界戦争は、ドミニオンの歴史において、純粹に植民地的な時期を終らせた¹⁰⁾」と述べる。そこで、植民地的段階にとどまっていたときのドミニオンの地位が、一般植民地の概念規定と合致するかどうかをたしかめることとする。これについての解答は、第1次大戦前、ドミニオンは「なんらの国際的位置をももたなかった」とする前記ラウターパクトの叙述によって、おおよそ、与えられているとはいものの、ここでは、いささか、くわしく、吟味したい。

第1次大戦前の時期におけるドミニオンの自治性に関して見逃すことのできないのは、なんといっても、ダラム報告であろう。すなわち、1838年、ダラム卿 (Lord Durham) がカナダに派遣された。彼の任務は、イギリス政府の助言を受ける王冠に対してのみ責任を負う行政と選挙による立法府との対立から生じるさまざまな問題を解決することにあった。翌 1839 年、彼が提出した報告の結論は、もし植民地がそれ自身の立法府を所有するならば、その植民地には外交関係および貿易以外の自治が認められるべきであるというものであった。このダラム報告が契機となって、直ちに、いわゆる責任政治の制度が導入され、カナダをはじめ各植民地に慣習として発達して行った。ダラムの意図した責任政治は、政府は議会から独立していても、議会の多数党には責任を負うとするものであって、要するに、それは、イギリス憲法上の議院内閣制にほかならない¹¹⁾。その後、各自治植民地は、統合を行なう。こうして、1867年のイ

10) Scott, F. R., *The End of Dominion Status*, *The American Journal of International Law*, Vol. 38, 1944, p. 34.

11) 末延三次「イギリスの国王」『比較法研究』第 11 号・昭和 30 年・9 ページ。Kennedy, W. P. M., *The Constitution of Canada: 1534-1937: An Introduction to Its Development Law and Custom*, 1938, pp. 175, 178.

各植民地への責任政治の広がりかたをみると、大臣責任制による自治は、1839年にオンタリオ、ケベック、1848年にノバ・スコシア、ニュー・ブランズウィック、1851年にプリンス・エドワード島、1855年にビクトリア、ニュー・サウス・ウェールズ、タスマニア、南オーストラリア、1856年にニュー・ジーランド、1859年にク

植民地の中立権からみたブリティッシュ帝国

ギリス領北アメリカ法 (the British North America Act) のもとで、カナダ (the Dominion of Canada) が形成されたのを端緒に、1900年にオーストラリア (the Commonwealth of Australia), 1907年にニュー・ジーランド (the Dominion of New Zealand), 1909年に南アフリカ (the Union of South Africa) が成立し¹²⁾、今日の単独国家性の基盤を築いた¹³⁾。

このように、ダラム報告は、ドミニオンに内政面の自治を与えたものの、外交面の自治は与えなかった¹⁴⁾。1879年、カナダは、「在ロンドン・カナダ高等弁務官」の肩書きを有するロンドン駐在ドミニオン代表を任命し、1882年には、フランスに対しても、高等弁務官を任命した。高等弁務官の活動は、経済問題についての主要事項に及び、「政治的性格のものには全く触れなかつたわけではない¹⁵⁾」とされるが、政治問題についての彼らの活動がほとんど注目に値い

イーンズラント、1870年にマニトバ、1871年にブリティッシュ・コロンビア、1872年にケープ植民地、1890年に西オーストラリア、1893年にナタール、1905年にサスカチワン、アルペータ、1906年にトランスパール、そして、1907年にオレンジ自由国に与えられた (Scott, J. B., Editorial Comment: The British Commonwealth of Nations, The American Journal of International Law, Vol. 21, 1927, p. 97)。

- 12) Scott, J. B., op. cit., p. 97.
- 13) カーチスは、植民地の観点に立って、つぎのように述べる。植民地人民は、彼ら自身の社会構造の構成および発展に必要な権限を彼ら自身の政府を通じて行使する権利を、ときどき、要求した。彼らは、その領土に居住するのが誰であるか、また、いかにして彼らが生活するかを独立で決定する権利を主張した。そして、各ドミニオンの人民は、これらの事項について世論を解釈し、政策を公式化し、それらを実効的にするよう要求される税金を、責任をもつ公衆から徴収する能力のあるナショナルな政府を構築した。かつ、民族として考え、行動するさい、ドミニオンの人民は、合衆国の人民のように、別々に、彼ら自身の民族意識を取得した。カナダ人、オーストラリア人、南アフリカ人は、イギリス人が合衆国市民から区別された民族として自分自身を考えるように、イギリス諸島 (the British Isles) の人民から区別された民族として自分自身を考える (Curtis, L., The Problems of the Commonwealth, 1917, p. 68)。
- 14) 「19世紀は、純粹な従属領から『自治』植民地への変形を目撃したが、『自治』植民地は、言葉の矛盾にもかかわらず、国際法および国内法の両方において、まだ、植民地であった」(Scott, F. R., op. cit., p. 35)。
- 15) Kordt, E., Die Stellung der britischen Dominien zum Mutterland nach Recht und Verfassungskonvention, 1928, S. 81.

独協法学

しなかったことは、1892年にイギリス外務省がなしたつぎの声明からもほぼ裏打ちされるであろう。「女王陛下の政府と関係なく独立で条約を締結する権限を植民地に与えることは、別個の国家としての国際的地位をそれらに与えることであり、帝国を解体して、多数の独立国家となることにひとしい¹⁶⁾」。この声明を肯定するかのごとくに、アリンも、「19世紀のなかばごろ、植民地に責任政治を認めたとき、若干の主題は、帝国政府および議会の排他的決定のために、留保された。これらの問題の中に、帝国財政政策および外交関係があった。条約締結権の留保は、帝国の統一維持に本質的とみなされた。帝国内閣の助言に基づき、王冠によって締結された条約は、それに反する明示的な言葉のない場合、すべての海外属領 (the overseas possessions) を自動的に拘束した¹⁷⁾」と描写している。特に、イギリス外務省の声明に、国家性と条約締結権との関連がうかがえて興味深いが、ドミニオンは、ダラム報告で与えられた以上の能力を、その後も与えられることなく、第1次大戦にさしかかったと観察される。

もっとも、1900年にオーストラリアが、1910年にカナダが外務省 (Department of External Affairs) を創設したのは、事実である。しかし、これら両外務省の主たる業務は、自国と帝国の他の部分とのあいだに発生する事項を処理することにあった¹⁸⁾。つまり、帝国内のインテル・セ (inter se) な問題を処理することにあり、帝国外の国家と“国際”問題を処理することにはなかったから、これをもって、両国が外交能力を取得した例証とすることは、不可能であった。ここに、第1次大戦前のドミニオンが、一般植民地の例外たり得ず、外交能力を与えられなかつたことが鮮明化した。

3 そうすると、ドミニオンが植民地であった時期の中立権を探索するの

-
- 16) Ewart, J. S., Canada: Colony to Kingdom, *The American Journal of International Law*, Vol. 7, 1913, pp. 277-278.
 - 17) Allin, C. D., *The International Status of the British Dominions with Respect to the League of Nations*, *Minnesota Law Review*, Vol. 4, 1919-1920, p. 191.
 - 18) Lewis, M. M., *The International Status of the British Self-governing Dominions*, *The British Year Book of International Law*, 1922-1923, p. 26.

は、およそ、無意味な作業のように思われる。植民地が独自の主権を有しない存在である以上、そこに、外交能力ひいては中立権を識別できないことは、余りにも明白というほかないであろう¹⁹⁾。「植民国家 (the Colonial State) の本質的な特徴は、少なくとも、防衛および外交政策の事項において、本国 (the metropolitan state) が植民的従属領 (the colonial dependency) を直接コントロールすることにある²⁰⁾」とは、シュバルツエンバーガーの説くところであるが、一例を示すと、1899年、ボア戦争勃発のさい、ケープ植民地 (Cape Colony) のシェレイナー (Schreiner) 首相は、イギリスが南アフリカで戦端を開く場合、ケープ植民地は戦乱の渦中にはいることを欲さない。われわれは、戦火がわれわれの植民地におよぶことを極力防止しなければならない。われわれには、この植民地建設以来、獲得した平和を維持する義務があるとの見解を表明した。しかるに、この見解は遂に実現せず²¹⁾、キースの表現を借りると、「奇怪な幻想 (a chimaera²²⁾)」として葬り去られた。植民地が中立権を主張するのは、全く、あり得べからざることとされたわけである²³⁾。

-
- 19) フォーセットは、イギリスの海外領土 (overseas territories) は、「国際法上、独立的地位を享有せず、それゆえに、外国と外交関係を結ぶ」ことはできないとし、その海外領土の一種として、植民地 (colonies) をあげる (Fawcett, J. E. S., Treaty Relations of British Overseas Territories, The British Year Book of International Law, 1949, pp. 88, 105)。ただし、ここでいう植民地は最近のものであるが、植民地の段階にとどまっていたときのドミニオンの外交能力を類推する参考となるに違いない。
- 20) Schwarzenberger, G., Power Politics, 1964, p. 72.
- 21) 泉・前掲・120 ページ。
- 22) Keith, A. B., The Government of the British Empire, 1935, p. 98.
- 23) 泉・前掲・120ページは、「之等の主張は苟も一国の領土として決して実行し得へきものにあらず。一国の中央政府が宣戰の布告を為すに當り地方政府が中立の宣言を為し得へからざる事は自明の理と云はざるへからず」という。また、芦田均「英領自治植民地の法律上の地位」『国際法外交雑誌』第 23 卷 4 号・大正 13 年・14 ページは、「一八九九年に英國とボアとの戦端が開かれむとした際ケープ植民地は戦争に対して中立を宣言する意思を有つているといふ新聞電報が伝へられた。この報道はケープの総理大臣シェレイナー氏の談話が誤り伝へられたものであつたけれども、法律上此場合にケープが中立を宣言するといふ如きは想像し得べからざることである」と述べる。ここでは、ケープ植民地による中立権の主張は、誤報とされているが、いずれにせよ、植民地の中立権を明確に否定していることに変りはない。

独協法学

こう眺めてくると、イギリス植民地における中立権を探求するのは、いよいよ、無益な操作のように思われる。たしかに、理論的にいえば、植民地は、中立権を請求することができない。だが、現実は、必ずしも、そうでなかった。いま、触れたばかりのケープ植民地のシェレイナー首相の発言も、植民地の中立権を肯定させようとする一つの動きであるが、意外にも、これより古い時代において、類似した動きが、いくつもあった。

なお、注意すべきは、「ドミニオン」という語が意味する自治性が固定的でなく流動的であるということである²⁴⁾。カナダに限らず、その他の自治植民地に「ドミニオン (Dominions)」の称号が正式に授けられたのは、1907年の帝国議においてであった。それは第1次大戦前であるから、その時点で、カナダその他が外交能力を有さない植民地であったことは、改めてもいい。従って、植民地的段階におけるカナダその他を指して、「ドミニオン」と呼んでも、一向に誤りではない。また、それまで「植民地会議 (the Colonial Conference)」と称していた会議が、このときから、「帝国議 (the Imperial Conference)」と名を変えた。自治植民地に正式に「ドミニオン」の称号を授けたこと、「植民地会議」を「帝国議」に変更したこと、この二点により、1907年の会議は、「帝国の歴史に興味あるエポックを刻んだ²⁵⁾」と評価される。

2 イギリス植民地における中立権の萌芽的動向

1 ドミニオンが植民地的段階にとどまっていたときの中立権をみる場合、合わせて、ドミニオンにならなかったイギリス植民地において、中立権がどのように問題とされたかにも言及しておく。ブリティッシュ・コモンウェルスの「メンバーは、すべて、ブリティッシュ帝国の一部を形成した²⁶⁾」とは、シ

24) Wheare, K. C., *The Constitutional Structure of the Commonwealth*, 1960, p. 15. Scott, F. R., *op. cit.*, p. 35.

25) Keith, A. B., *The Constitution, Administration, and Laws of the Empire*, 1924, p. 103.

26) Schwarzenberger, G., *Power Politics*, 1964, p. 75. 同旨, Hudson, G. F., *How Unified Is the Commonwealth?*, *Foreign Affairs*, Vol. 33, 1955, p. 679.

植民地中立権からみたブリティッシュ帝国

バルツェンバーガーの指摘するところであるが、ブリティッシュ帝国の一部を形成したものは、必ずしも、ブリティッシュ・コモンウェルスのメンバーとなったわけではない。しかしながら、ドミニオンにならなかつたイギリス植民地といえども、イギリス本国にある王冠の支配に服していた点で、ドミニオンとなつたイギリス植民地と異ならない。「イギリス植民地中立の問題は、決して、新しくない。それは、国際的な紛糾および脅威のさいに、ときどき、芽を出し続ける越冬性多年生植物 (a hardy perennial) である。アメリカ植民地の時代からわれわれ自身の時代まで、それは、植民地および帝国の政治家の心を悩ませた。平和のときには、その問題は静止し、明白に死んでいる。しかし、戦争勃発にさいし、それは敏速によみがえる²⁷⁾」。アリンのこの叙述においては、中立権の主体は、ドミニオンとなつたイギリス植民地に限定されていない。本稿がブリティッシュ帝国という全体的な存在の機能をつかむことに力点をおく以上、ドミニオンにならなかつたイギリス植民地も、それがブリティッシュ帝国を構成した限り、排除すべき理由は、見当らないのではないか。

それにしても、ブリティッシュ帝国は、いつごろ、建設されたのであろうか。ウォーカーによると、1649年の清教徒革命のころから 1763 年の 7 年戦争のころまでのあいだに、ブリティッシュ帝国は世界各地にその基礎を築いており²⁸⁾、事実、17世紀なかばごろまでに、バルバドス、セント・キツ、ネブス、アンティグア、アンギラ、サンタ・カタリーナなどの島々は、イギリスに占領されていた²⁹⁾。

2 そこで、まず、1650年代のバルバドス (Barbados) において政治的自治 (political autonomy) の考えが普及し、中には、バルバドスの地位を自由国 (a free state) にし、平和または戦争のいずれにおいても、イングランドと運命をともにさせないという企みをもつ不平家が存在していた例を紹介して

27) Allin, C. D., Proposals for the Neutrality of the British Colonies, Politial Science Quarterly, Vol. 37, 1922, p. 415.

28) Walker, E. A., The British Empire: Its Structure, 1953, p. 7.

29) 別枝達夫『キャプテン・キッド』中公新書・昭和 40 年・35ページ。

おこう³⁰⁾。本国が戦争状態にはいっても、それと運命をともにさせず、みずからを戦争状態の外におくとするのは、同時に国家性の主張があるだけに、中立権の請求というようにつかまえてさしつかえないのではないか。

それでは、そもそも、当時、中立概念が存在したであろうか。バルバドスの例を中立権の請求というようにつかまえるにしても、前後に中立概念の存在を証明する事例が皆無であるならば、バルバドスの例の引用は、強引のそしりを免れまい。ここでは、1605年3月1日、イングランド国王ジェームズ1世 (James I) が発した宣言に注目したい。すなわち、そのとき、スペインとオランダ連合州 (the United Provinces) とが戦争状態にあったのに、イングランドは平和状態にあった。そこで、彼の領地 (dominion) 「内にあると合理的に解釈される」彼の港または他の海域 (maritime areas) のいずれかにおける敵対行為 (hostilities) を国王が禁止したのが、その宣言の内容であって、これは、今日ならば、中立宣言 (a proclamation of neutrality) と名づけられる性質のものであった³¹⁾。それゆえ、約半世紀後、イギリス植民地のバルバドスに中立権の主張がみられたとしても、あえて異とするに足りない。

つぎに、紹介するのは、1660年代、ペンシルバニア植民地の経営者 (the proprietor) が国王と反目する王侯 (a prince) といかなる関係をも結ぶことを禁じられ、国王と親交あるいはかなる王侯に対しても戦争してはならないとされた場合である³²⁾。「国王と反目する王侯といかなる関係をも結ぶことを禁じられ」たのは、中立権の否定であろうし、「国王と親交あるいはかなる王侯に対しても戦争してはならないとされた」のは、戦争権の否定であろう。ところが、このことは、植民地経営者が国王の思惑をよそに中立権または戦争権行使しかねない傾向のあったことをうかがわせる。

17世紀において、植民地なる存在は、イギリスおよびフランス政府にとって

30) Keith, A. B., Constitutional History of the First British Empire, 1930, p. 53.

31) Jessup, P. C. and Deák, F., Neutrality: Its History, Economics and Law, Vol. 1: The Origins, 1935, p. 250.

32) Keith, op. cit., p. 90.

植民地中立権からみたブリティッシュ帝国

紛争を絶えず起す源泉であった。ヨーロッパで戦争が発生すると、比較的小規模な戦争が、何度も、海外属領において行なわれた。そこで、スチュアート体制 (the Stewart régime) の末期、フランス政府は、イングランドと政治通商条約 (a political and commercial treaty) を取り決めることを切望し、ロンドンへ特別弁務官 (a special commissioner) を派遣した。当時、国王ジェームズ2世 (James II) は議会と争っており、自分の王位を維持する上で、フランスの支持を必要と感じていたから、かかる取り決めをなすには、条件がよかったです。よって、秘密協定 (a secret agreement) が締結され、その条項の一つは、両国間に戦争が始っても、それぞれの属領は中立であると規定した。これは、恐らく、戦争の場合の植民地のために免除 (immunity) を確保したもっとも早い試みであろう³³⁾。

このスチュアート体制の例をバルバドスの例と比較すると、バルバドスの例において、植民地中立を主張する不平家が存在していたことが指摘されるのにとどまるのに対し、複数国家が文書により植民地中立に合意したという点で、従って、バルバドスの場合が、精々、政治的な意味しかもたないと推察されるのに対し、法的な意味をもつという点で、注目される。しかし、これは形式的な面でのことに過ぎず、実質的な面にはいると、バルバドスの場合、植民地側がみずからの中立権を要求したのに対し、スチュアート体制の場合、本国側が植民地中立を規定しただけのことである。それゆえ、これは、主権の徵証としての中立権が提起された例とみることはできない。とはいえる、こうした形で植民地が中立を享受し得ることも、やはり、一応、留意しておいていいであろう。

3 しかしながら、1688年の革命で、イギリス・フランス間のこのような関係は、ひとまず、終った。その後、この問題は、イングランドにおけるよりも植民地において、多くの興味をひいたといわれる。もともと、植民地の国際的地位は、密接に、母国に対するその憲法的関係と結びつけられていた。植民地

33) Allin, op. cit., pp. 415-416.

独協法学

は、王冠の属地（appanages）とみなされていた。権限を国王から引き出し、国王の一般的監督に服従して、政府を経営するのが、植民地であった。

だが、1679年、マサチューセッツ地方議会（the local assembly）は、帝国議会の優越性（imperial parliamentary supremacy）を否定し、ウェストミンスター議会（the Parliament of Westminster）との憲法的平等性を主張した。これによれば、イギリス政府と植民地政府との関係は、共通主権者（a common sovereign）のもとでの人的同君連合（a personal union）に類似した。しかるに、マサチューセッツのみが2世紀以上も進んでいたのは、不幸であった。おおむね、戦争および平和の問題におけるイギリス政府の優越性は、植民地では滅多に問題とされず、王の戦争宣言（a royal declaration of war）は、植民地の希望とか利害とかにかかわりなく、帝国全体を法的に拘束した。いま、みたとおり、アメリカにあるイギリス植民地の中で、顕著な進歩性を誇示したマサチューセッツは、1745年、本国政府の認可も、本国からの軍事援助をも待たず、軍隊を募集して、ルイスバーグ（Louisburg）を攻撃し、これを征服した。そこで、講和締結にさいし、イギリス政府がフランスへルイスバーグを返還することを適當としたとき、マサチューセッツの怒りと失望とは、大きかった³⁴⁾。

これは、マサチューセッツが他のイギリス植民地から抜きん出て進歩性を指向するの余り、目的とするところを成就し得なかった実例であるが、マサチューセッツのかかる態度の中に、戦争権の主張が、明確に汲みとられる。そうすると、そこから中立権をたぐり寄せることは、難事ではないであろう。戦争権と中立権とが隣接関係におかれていることについては、すでに述べたことがある³⁵⁾。ことに、マサチューセッツは、戦争権の主張のみを分離的に行なったのではなく、過去において、みずからの植民地的地位の向上をも強調しており、

34) Ibid., pp. 416-417.

35) 拙稿「ドミニオン中立権論・序説」『独協法学』第1号・昭和43年・69ページ以下。

これが、戦争権肯定の一般的背景をなす。つまり、マサチューセッツは、植民的地位の向上の一環として、戦争権を主張したわけであって、このことにつき、主権国家性と戦争権または中立権との結合³⁶⁾を考慮するならば、そこに、なんらかの積極的意義を察知しないわけには行かない。従って、また、マサチューセッツのこのような動向こそは、独立国家アメリカが誕生する前に必然的に起るべき胎動でもあったといえる。

ついで、1747年には、ニュー・ヨークの州連隊 (militia regiment) が、議会 (Assembly) の法令 (an Act) なしには、王冠の命令に服従しないと反抗する事件が、生じた。王冠からの命令であっても、議会をとおさないと、受け入れなかつたわけである。そして、議会は、カナダにいる敵に対して、中立を宣言したといわれる³⁷⁾。これまた、アメリカ独立前の一挙話とはいえ、議会重視と中立宣言とがからみあつてゐるところに、主権国家性と中立権との連結が現象的に看取される。

その少しあと、極東にあるイギリス属領の中立の問題が、イギリス政府の注意をひいた。すなわち、1753年、フランス東インド会社 (the French East India Company) が、イギリス東インド会社 (the British East India Company) の秘密委員会 (the secret committee) に問題を提起した。その問題は、フランス大使により、イギリス政府に対しても提示された。フランス東インド会社の提案は、イギリス、フランス両東インド会社の船舶 (the shipping) および居住地 (the settlement) は、両国が戦争しているときでも、もっとも完全な中立 (the completest neutrality) を享受すべきであるというものであった。イギリス東インド会社は、相当、好意的にこの提案を受けとったものの、イギリス政府は、期待されたほどには、これに飛びつかなかつた。イギリス政府にとって、この提案は、戦時における通商および領土の一部を確保しようとするフランスの巧妙な工夫にみえた。フランス東インド会社は、まもなく、こ

36) 拙稿・前掲・67-68ページ。

37) Keith, op. cit., p. 218, note 2.

の提案を改め、範囲を拡大して、オランダ東インド会社 (the Dutch East India Company) を含むことにしようではないかと申し出た。だが、結局、こうしたフランスの提案は、実を結ぶに至らなかつた³⁸⁾。

シェバルツェンバーガーによれば、「エリザベス治世の晩年、イギリス東インド会社は、純粹に通商的な事業として、その履歴を開始した。その権限は、継続的に拡大した。そして、その活動を、直接的な国家管理 (State control) のもとでの植民地的拡張のそれから区別することは、ますます、困難になった。東インド会社の支配人たちは、困難な選択に直面した。もし彼らが会社がその主たる利益を引き出す地域において政治的責任を引き受けることから尻込みすれば、その活動は、絶えず、危機的状態にとどまり続けた。もし彼らがその立場を確実にすることを欲するならば、彼らは、政治的分野に手を伸ばさねばならなかつた。そして、政治は、軍事的コミットから分離することができなかつた。ひとたび彼らがこの道をとるならば、力点は、眼にみえないうちに、経済および財政から高度政治に移行し、まもなく、政治は経済の前にきた³⁹⁾」。従つて、18世紀なかばにおけるフランスの提案が、単なる「会社」の中立化でなく、「植民地」の中立化であることに、疑いはない。ただし、主権国家性を基調とする中立権の主張と観察されない点は、さきのスチュアート体制の場合と類似しているのであって、アジアにおける植民地競争の激化が⁴⁰⁾、フランスをして、植民地の概念に必ずしもそぐわない属性を植民地に帰するよう運動させたのであろうか。

4 また、1861年には、トレント事件 (the Trent Affairs) でイギリスとアメリカとのあいだに戦争の危機が迫ったとき、イギリス政府が植民大臣 (the Colonial Secretary) を通じて軍備に関しカナダ政府に圧力をかけたところ、カナダ議会が、その場合に必要な立法を通過させることに応ぜず、植民大臣に

38) Allin, op. cit., p. 419.

39) Schwarzenberger, op. cit., p. 126.

40) イギリス東インド会社とフランス東インド会社とが、インドの支配権をめぐって、激しく競争していたことについては、別枝・前掲・56ページ。

遺憾の意を表明させたことがあった⁴¹⁾。前にみたとおり、この時期におけるカナダは、ダラム報告によって、すでに対内的自治を取得していたものの、まだ、対外的自治は取得していなかった。従って、この場合のカナダが対内的自治を楯にして主張したものを中立権と把握できないことは、おおよそ、推定し得るところである⁴²⁾が、イギリスに積極的に協力する意思のなかったことは、少なくとも、明白であり、この点、中立権そのものの請求でないにしても、中立権の観点からは、やはり、注目するに値いしよう。

このカナダの場合もさることながら、後年、ドミニオンとなったイギリス植民地における中立権の問題として無視できないのは、オーストラリア植民地の場合である。これについて、ルイスは、「平和および戦争の問題の決定は、帝国政府に依存し、帝国政府は、帝国議会またはドミニオン議会の同意を得ずに、行動をとることができた。憲法上の原則として、これは論争にかけられることもなく、ドミニオンは、協議されなかった戦争に巻き込まれるようになることを承認した⁴³⁾」と述べて、植民地と中立権との関係において妥当な線を出したあと、つぎのような実例を紹介する。すなわち、ビクトリア総督 (the Governor of Victoria) によって任命された王の委員会 (a Royal Commission) が、1870年、オーストラリア植民地 (the Australian Colonies) はイギリス王冠のもとで条約を締結する権利を与えられ、かつ、中立国 (neutral state) の地位を認められるべきであるとの勧告を提出したが、この実行不可能の示唆は、決して、まじめに、ドミニオンのいずれにおいても受け入れられなかつた⁴⁴⁾。

-
- 41) Ewart, J. S., *Canada and British Wars*, 1923, p. 6. ときあたかも南北戦争が始った年で、イギリスの世論が南部に味方したため、北部では反英熱がみなぎり、それで、両国間の関係が緊張した模様である（田岡良一「国際法に於けるブリティッシュ・コモンウェルス・オヴ・ネーションズ」『国際知識』第10卷5号・昭和5年・108ページ）。
 - 42) 柳瀬教授も、中立権の請求とみておられない（柳瀬良幹「国家結合として見たる英帝国」『国家学会雑誌』第46卷3号・昭和7年・99ページ・注4）。
 - 43) Lewis, M. M., *The International Status of the British Self-governing Dominions*, *The British Year Book of International Law*, 1922-1923, p. 25.
 - 44) Ibid., p. 25.

こう、ルイスは述べる。

それでは、なぜ、王の委員会は、かような勧告を提出したのか。当時、イギリス・ロシア間の空気には不穏なものがあり、オーストラリアは、ロシアの脅威を必要以上に強く感じていたにもかかわらず、無防備の上、距離の点からイギリスの保護を受け得ない状態にあった⁴⁵⁾。そして、イギリスのほうが、ヨーロッパ情勢の重大性にかんがみて、1867年以降、植民地から本国へ続々と軍隊を引きあげていた⁴⁶⁾。この王の委員会の勧告の中では、「実行不可能の示唆」として葬り去られたとはいえ、やはり、「オーストラリア植民地は」「中立国の地位を認められるべきである」との文言が、注視される。また、王の委員会の勧告は、植民地を主権国家にしようとの企図をも含んでおり⁴⁷⁾、そうすると、これもマサチューセッツの場合に似て、植民地的地位の向上の一環としての中立権の請求というようにつかまえられる。

今世紀にはいってからも、第1次大戦直前の1911年に、南アフリカのオランダ系新聞の一部は、帝国政府が従事する戦争中、南アフリカが中立を続けることは可能であるむね論じた⁴⁸⁾。

5 このようにして、ドミニオンとなったもの、ならなかつたものを問わず、第1次大戦前のイギリス植民地において、態様はさまざまであるとしても、中立権がどのように問題とされたかを眺めて来た。これらの実例のうち、バルバドス、マサチューセッツ、ニュー・ヨーク、オーストラリアの場合は、植民地側からの、いわば下からの中立権もしくは戦争権の主張であって、しかも、興味深いことに、そこには、主権国家性の主張も押し出されている。これに対し、スチュアート体制および東インド会社の場合は、母国側からの、いわば上からの中立化であって、いずれも、そこには、主権国家性の問題は提起されていない。いいかえれば、この場合、主権の徵証としての中立権を、植民地側が要求

45) Keith, A. B., *Responsible Government in the Dominions*, Vol. 2, 1928, p. 867.

46) Allin, op. cit., p. 420.

47) Keith, *Responsible Government in the Dominions*, Vol. 2, 1928, p. 867.

48) Keith, A. B., *Imperial Unity and the Dominions*, 1916, p. 340.

したわけではない。

ラウターパクトによれば、「交戦国は、そのような地域が中立国にかかる義務を満たすという条件で、若干の領土または公海の一部を、戦争地帯 (the region of war) 内にあるものとして取り扱うその権利を慎重に放棄することができる⁴⁹⁾」。また、「諸国家の一般条約 (a general treaty) の結果として、永久的に、あるいは、交戦国間の特別条約 (a special treaty) を通じて、一時的に」「若干の地域は、中立化 (neutralisation) の結果、戦争地帯から除外される⁵⁰⁾」。従って、スチュアート体制および東インド会社の場合は、中立権と無縁なこうした例の一つと理解するのが、恐らく、正確であろう。ただし、「植民地は、帝国または母国の領土の一部であるから、その内部での立場がどういうものであろうと、それらは、帝国または母国と他の国家とのあいだの戦争地帯にはいり込む⁵¹⁾」というのが、植民地の常態であるならば、スチュアート体制および東インド会社の場合も、この限りで、なおざりにされてはならない。

また、イギリス植民地が一般植民地の例外的存在でなかった以上、当然の結果であるものの、イギリス本国が参戦しているとき、中立権を現実に行使したと確言できる実例は、見当らない。だが、よし現実に行使しなかったにせよ、中立権が頭をもたげたこと自体が、植民地の理論的本質に対する重大な挑戦なのであって、ドミニオンが、完全主権国家として、なんらの拘束をも受けずに、中立権を容認されるようになったさい、バルバドス、マサチューセッツ、ニューヨーク、オーストラリアの例に、ドミニオンの中立権の萌芽的動向としての価値が、付与されるのではないであろうか。

こうした結果、バルバドス、ペンシルバニア、マサチューセッツ、ニューヨーク、オーストラリアなどがプリティッシュ帝国の一部であったこと、そして、中には、現今の国家的区分と合致しない植民地も含まれることが、明らか

49) Lauterpacht, H., Oppenheim's International Law, Vol. 2, 1961, p. 239.

50) Ibid., p. 244.

51) Ibid., p. 238.

独協法學

となった。これらの植民地が中立権を現実化しなかったことは、つぎの事実および学説からも裏書きされる。すなわち、1911年の帝国議会で、ニュー・ジーランド首相が、グレート・ブリテンと平等の足場の上に立つことをドミニオンに可能ならしめるような措置を講ずべきであるとの動議を提出すると、イギリスのアスキス（Asquith）首相は、「こうしたことは、外交政策の処理、条約の締結、戦争宣言、および、いま、帝国政府の手中にあって、帝国議会に対する責任に服し、もっともデリケートな性格を帯びる外国との関係すべてのような重大事項における連合王国政府の権威を、全く破壊しなくとも、そこなうであろう。その権威は、分つことができない⁵²⁾」と応じたし、ホールも、戦争または講和をなす問題に関して、ドミニオンは、重要な政治条約の交渉、外交代表の任命などの問題とともに、ますます、頻繁に、イギリス政府によって協議されるようになったとはいえ、なお、グレート・ブリテンの従属領であったと断定している⁵³⁾。

いずれにせよ、F・R・スコットも説くとおり、「通商条約のような若干の国外関係は、1914年以前に、ドミニオンによって引き継がれ始めていたけれども、平和と戦争とに関する決定、および、国際問題における主要な選択は、ロンドンにおいてのみなされた⁵⁴⁾」のであって、かくて、第1次大戦前、ブリティッシュ帝国は、戦争問題を含む主要な外交問題に際会した場合は、ロンドンでの決定に基づき、一体となって行動した。

52) Dunn, F. S., *The New International Status of the British Dominions*, Virginia Law Review, Vol. 13, 1926-1927, p. 359.

53) Hall, H. D., *The Balfour Report and Its Historical Background*, in "The British Commonwealth of Nations" by Lowell, A. L. and Hall, H. D., 1927, p. 595.

54) Scott, F. R., *The End of Dominion Status*, The American Journal of International Law, Vol. 38, 1944, p. 35.